

議長事務引継書

平成 30 年 6 月 18 日

前市議会議長 田中 正剛

市議会議長 町田 博喜

議長事務引継書 目次

はじめに	1
------------	---

【主に正副議長の職務及び役割に係る事項】

1. 正副議長の職務について

(ア) 法律及び条例で規定されている職務	2
(イ) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表）	2
(ウ) 会合等への出席について（議会の代表）	2
① 随行職員の役割	
② 挨拶・祝辞	
③ 議長交際費を要する会合への出席	
(エ) 議長交際（議会の代表）	3
① 視察の受入れ対応	
② 叙勲等受賞者へのお祝い	
③ 姉妹・友好都市との交流	
④ その他（年会費等）	
(オ) 議会事務局の統括（議会の事務の統理）	4
① 目標管理・人事評価	
② 事務局職員の増員及び組織体制の検討	
③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有	
(カ) 市議会議長会について（議会の代表）	6
① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会	
② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会	
③ 中核市議会議長会	
(キ) その他	8
① 引継式及び引継書の公開	
② 議長公用車の運用	
③ 議会内での会議への出席	

2. 議会運営委員会で継続されている主な課題について

(ア) 議選監査委員のあり方	10
(イ) 第5次西宮市総合計画の議論の体制	10
(ウ) 決議案第4号	10
(エ) 議会運営委員会資料のペーパーレス化	11
(オ) 阪神水道企業団議会議員の引継ぎ及び議会での情報共有のあり方 ..	11
(カ) 市議会議長表彰の実施	11
(キ) その他	11

3.	事務の効率化（業務棚卸の実施）について	1 2
----	---------------------	-----

【主に議会事務局総務課に係る事項】

4.	政務活動費について	1 2
5.	議会関係予算について	
	（ア）資料購入費	1 2
	（イ）速記の見直し	1 2
6.	議会棟の有効活用等について	1 3

【主に議会事務局議事調査課に係る事項】

7.	常任委員会について	1 3
8.	広報広聴について	
	（ア）定例記者会見	1 4
	（イ）高校生に対する対応	1 4
9.	常任委員会正副委員長との懇談会	
	（ア）正副委員長運営ガイドラインの改正	1 5
	（イ）その他	1 5
10.	西宮市議会基本条例の検証について	1 6
11.	選挙期日と議員任期ずれの解消について	1 6

はじめに

平成 29 年 6 月に、西宮市議会議長、そして、兵庫県市議会議長会会長としての職務を引き継いだ。そこでまず、西宮市議会議長としては、「これまでの議会改革の取り組みを踏まえ、情報発信や透明性の確保に努めるとともに、文教住宅都市のさらなる発展と住民福祉の向上のために真に機能し、市民から信頼される市議会を目指す」というメッセージをホームページにて公開した。そして、議会の一層の機能向上に向け、議会運営委員会においては 17 項目、新たに設置された「議会運営の課題に関する検討会議（以下、検討会議）」においては 10 項目について、終始熱心に協議、調査研究を進めていただいた。また、副議長に進行を取り仕切っていただいて議会事務局全体の業務棚卸を実施し、事務局職員からの業務改善の提案を受け、議会運営委員会を通じて議会全体の理解を得ながら、業務の整理・改善を進めた。この作業を通じて、業務の全体像や各業務の流れを一定の可視化ができたことは大きな成果であったと考えている。今後の議長には、議会事務局全体の業務を把握し、議会事務局が常に、効果性や効率性を意識しながら日頃の業務にあたって不断の改善を実施することで、一層の議会の機能向上に向けて適切な議会活動のサポートができる組織体制を構築するよう、事務の統理権を発揮していただきたい。そして、今後実施することとなる西宮市議会基本条例の効果の検証を通じて、一層の議会の機能強化や資質の向上に取り組まなければならない。

次に、兵庫県市議会議長会会長としては、平成 29 年 4 月 27 日開催の第 253 回総会から平成 30 年 2 月 8 日開催の第 255 回総会、それに伴う正副会長会及び理事会や、対国、県実行運動（予算要望活動）などを滞りなく開催、実施することができ、無事、平成 30 年 3 月 29 日に会長引継式を経て、次の会長市である洲本市議会議長に引き継ぐことができた。また、平成 29 年 8 月の対国実行運動を実施するにあたっては、地元選出の国会議員にも多大なご協力を頂いた上に、その要望事項の予算への反映状況についても回答を得ることができたため、洲本市議会議長に伝達している。これら議長会の会長職を務める中で、数点の課題を取り上げ、機能向上に向けた提案もしたところである。詳細は、以下の「1 - (カ) 市議会議長会について」に記載する。

以上、議長事務引継書を作成するにあたっての概要を記したが、以下、これまでホームページで公開されている歴代の議長事務引継書の内容を踏まえ、西宮市議会基本条例の策定段階で残された課題である「正副議長の職務」作成の一助となるよう構成した。

また、昨年の議長引継式が、正副議長が交代してから、およそ 1 ヶ月半が経過した段階で行われたことを改善し、交代後速やかに引継式が実施できるよう準備を進めた。今後も、代々、速やかな引継式が実施されることを願っている。

【主に正副議長の職務及び役割に係る事項】

1. 正副議長の職務について

(ア) 法律及び条例で規定されている職務（参考資料 2）

地方自治法で規定されている議長の職務は、①議場の秩序維持（法 104、法 129）、②議事整理権（法 104）、③議会の事務の統理権（法 104、法 138（5））、④裁決権（法 116（1））、⑤議会の代表（統理）権（法 104）、⑥委員会への出席発言権（法 105）、⑦傍聴人への対応、傍聴規則の制定（法 130）があり、常にこれらを念頭に入れ、本会議の議事及び議会運営にあたらなければならない。

また、西宮市議会基本条例第 6 条では、議長の職務として、西宮市議会委員会条例に定める委員会運営の進捗管理、助言及び改善の勧告、並びに政務活動費適正処理に関する勧告を行うことが規定されている。

この 1 年間では、本会議や委員会における議事録の取り扱い、傍聴人に対する対応について判断を要する事案が発生した。また、委員長より委員会運営に関する相談を数件受け、助言を行った。その他、議事整理や傍聴人に対する対応、議事進行の対応などイレギュラー対応のための口上を本会議場の議長席机上に準備した。

(イ) 正副議長に対する所管事務報告等事前説明（議会の代表）

歴代議長の引継ぎ事項を踏まえ、以下の点に留意して説明に臨んだ。

- ①議会の中で、最も早く情報提供されるものであるため、情報に関しては、公正かつ公平性を考慮して取り扱わなければならない。
- ②議会を代表して議会運営を円滑に進めることを最大の目的としていることから、公正を期すため、緊急の場合を除いて必ず正副議長が揃い、かつ議会事務局長が同席して、説明を受けるものとする。
- ③速やかに議会全体に情報を提供しなければならないことから、議会事務局の日程調整に協力し、登庁していない場合も速やかに連絡が取れるよう配慮する。
- ④説明を受けた際には、疑問点の質問を除いて、過度に施策の内容に関する意見を述べることは控え、必要があれば、公正かつ円滑な議会運営の視点をもって当局に対して指摘する。

(ウ) 会合等への出席について（議会の代表）

① 随員職員の役割

1 年間で案内のあった行事等は非常に多く、多岐にわたっている。そして、原則、正副議長のいずれかが出席することとなる。ただ、出欠及び正副議長の分担の判断については、初めて知る行事も多かったことから、主催者と議会の関係性を考慮して判断するまでには至っておらず、歴代正副議長の出欠履歴を参考に判断せざるを得なかった。そこで、以下の点を議会事務局に指示している。

- ①正副議長にとっては初めて出席する会合も多く、議会を代表して出席することから、出欠の判断を仰ぐ際には、行事や会議の性質、主催者と議会との関係性を的確に正副議長に伝えられるよう情報を管理すること。
- ②そのため、例年、正副議長のいずれかが出席している行事については特に、引継ぎの観点を考慮して職員随員の要・不要を判断すること。

③議会事務局随員については、正副議長いずれかが出席する行事に関して、どのような場合に随員し、どのような役割を果たすのかを整理できていない。今後、随員の役割について一定の整理をすること。また、その際には、議長の引継ぎ、職員間の引継ぎを意識すること。

② 挨拶・祝辞

西宮市議会基本条例施行規程に基づき、議会広報を兼ねた挨拶を行うために、過去の挨拶文を参考にしながら会合に出席する者（正副議長のいずれか）が作成し、次年度へ継承するのが望ましい。また、業務の効率性の観点からも、挨拶文作成を議会事務局に委ねることは控え、事務局の関与は、出席する会合の内容や主催団体に関する資料など、挨拶文の作成にあたって必要な資料の収集の補佐にとどめることとした。

③ 議長交際費を要する会合への出席

招待状が届いた会合については、過去からの慣例を重視しつつ、正副議長で分担して出席した。なお、会費を要する会合については、議長交際費から支出しているため、その対象は議会を代表する者1名とした。

なお、例年、多数の団体から新年会の招待があり、公務性の観点から出欠の判断基準の整理を試みた。しかし、主催者との関係性や出席するに至った経緯等情報が不足していたため整理できなかったことから、今後、整理されることを期待したい。なお、議会事務局長の出席については、公金の使用はないものの、必要最小限にとどめるよう指示した。

(エ) 議長交際（議会の代表）

① 視察の受入れ対応

近年、特に議会改革の内容について、視察の受入れが増加傾向にある。これは、これまでの議会改革の成果の表れとも言える。そこで、議長又は副議長が極力同席し、冒頭の歓迎の挨拶を市の説明を兼ねて行うようにした。また、時間の許す限り同席し、他市の議員がどのような観点で視察され、本市の施策がどのように評価されているのか参考にしたかったが、議長が同席することで市当局が説明しづらくなり、先方の視察を阻害することにつながりかねないことから、冒頭で失礼した。

現在、議会事務局職員が必ず同席して司会を担っていることから、今後、本来業務を阻害しない範囲で、上記の観点からの情報を収集し、議会で共有する方法について検討していただきたい。

② 叙勲等受賞者へのお祝い

市内在住もしくは市内で活動している方、その他市とかかわりの深い方に対して、正副議長名で祝電を送付している。また、これまでは、正副議長の判断のもとで選定して、特に市と関係の深い方へお祝いの訪問をすることが慣例となっていたが、公平性を期すため、議会に関係性の深い方にとどめ、今後、元議員に限ることで整理した。

③ 姉妹・友好都市との交流

高知県梶原町の町長、町議会議員をはじめ、職員の皆様には頻繁に来西していただいております。情報交換の機会ともなっています。また、鹿児島県奄美市の職員の方々にも、毎年、市民祭りの際にブースを出していただき、来西いただいております。しかし、西宮市議会からこれらの国内友好都市を訪問する機会はなかった。

なお、梶原町、奄美市との交流以外では、この1年間の交流状況は以下のとおりである。

- ・ 紹興市からの視察団による表敬訪問並びに歓迎会への参加
- ・ 紹興市からの研修生による表敬訪問並びに議会事務局業務の研修を受入れ
- ・ ロンドリーナ市提携40周年記念事業への参加

④ その他（年会費等）

年会費を議長交際費で支払っているにもかかわらず、近年、総会が本会議開催日に設定され、正副議長ともに総会に出席できてない団体が存在する。また、年会費を支出することになった経緯も記録が残っておらず、市議会との関係性が不明瞭となっていることから、当該団体の実質的な活動に関与がないものについては、廃止を含めて早急に整理する必要がある。

また、内外情勢調査会については、月刊の機関誌と月に一度の例会会費が含まれており、年会費が高額になっている。月刊の機関誌については、議会図書室において全議員が閲読できる状況になっており、例会については、西宮市議会での慣例により、正副議長が出席の対象となっている。しかし、阪神支部での例会にも日程の都合上出席ができず、議会として十分に活用できているとは言えない状況となっている。よって、例会での講演のテーマを勘案しながら出席対象者を正副委員長まで拡大するなどの活用ができないか検討したうえで、脱会も視野に入れて、あり方を整理する必要がある。

(オ) 議会事務局の統括（議会の事務の統理）

① 目標管理・人事評価

毎年4月に、市が実施している目標管理において、議会事務局としての目標設定を行っている。議長が評価者となることから、今年度の目標については、議会事務局局長が議長と相談の上、目標を設定しているのでご了承いただきたい。

また、人事評価についても、議会事務局長及び次長に対しては、議長が評価者となっていることから、人事評価の視点や評価方法については、早期に説明を受けるのが望ましい。

② 事務局職員の増員及び組織体制の検討

【事務局職員の定数】

大川原元議長において、事務局職員の定数増の条例改正や増員について市長をはじめ担当部局に依頼された。しかしながら、平成28年12月定例会における職員定数条例での審議の状況を鑑み、事務局職員の定数増の条例改正や増員に対して議会の総意を得ることが難しいと判断され、平成29年2月1日開催の議会運営委員会において、八木元議長より事務局職員の定数増の依頼を一旦取り下げることが提案

され、了承された。また同時に、議会事務局の職員定数については、今後、協議していただき、その結論をもって議長が対応するという方向がよいのではないかと提案されている。

その後、具体的な協議には至っていないが、この1年間は、定数増を議論する前に、業務の整理に重点を置いて取り組みを進めた（詳細は「3. 事務の効率化（業務棚卸の実施）」及び参考資料1を参照）。今後、正規職員の産休・育休等に対するフォロー体制も考慮に入れ、議会事務局の職員定数の見直しについて検討する必要がある。

【2階受付職員の体制】

平成30年度末をもって、現在2階受付で来客応接の受付と本会議衛視業務を担当している嘱託職員2名の雇用が満了となる。それに伴い、業務の委託化も視野に入れた整理を検討する必要がある。

③ 正副議長と議会事務局の連絡会議・課題の共有

【本会議議事確認会議】

出席者：正副議長、事務局長、次長、議事調査課長、担当係長
本会議開会日前日の夕方に開催する。

【四役会議】

出席者：正副議長、議会運営委員会正副委員長、事務局長、次長、議事調査課長、担当係長、総務課長

今年度は、進め方について検討を要する協議事項が多かったため、議会運営委員会の正副委員長にご協力を頂き、議会運営委員会の所管事務懇談会と正副議長への事前説明会議を統合して、四役会議を開催することとした。

これまでは、議会事務局の資料作成準備に配慮し、委員会開催前日の夕方に、正副議長への事前説明の時間が取られてきた慣例を踏襲し、四役会議も前日夕方に開催した。しかし、議会事務局より示される次第書案や協議事項の資料原案に修正が入ることも多いことから、会議の開催日時の設定については、職員の超過勤務の削減の観点から、議会事務局の過度の負担とならないよう意を用いた。

【正副議長の次週の予定確認】

出席者：正副議長、秘書・事務管理チーム

週末の木曜日もしくは金曜日に、次週の正副議長の出退庁の予定時間等、日程確認することで、公務等の確認、情報共有を図ることは有効であった。この場で、正副議長間の議会運営に関する協議も行い、意思統一を図った。正副議長で意見が異なったまま議会事務局へ指示を出すと、職員にとってもその調整に時間を要することとなることから、最低、週に一度は、この会議を開催することを続けていただきたい。

【その他正副議長の行動予定の共有】

引継ぎ事項として、正副議長室を退室・中座するときは、前室事務員に行き先及び帰着時間を知らせるよう努め、議会棟内にいる場合でも、正副議長室への在室・不在を出退表示板で明確にすることになっている。また、来客の予定があるときは、事前に秘書チームもしくは、前室事務員に報告することになっている。

(カ) 市議会議長会について（議会の代表）

各市議会議長会の年間の負担金は以下のとおりとなっている。

阪神市議会議長会 10 万円、兵庫県市議会議長会 16.6 万円、近畿市議会議長会 14.5 万円、全国市議会議長会 160.1 万円。中核市議会議長会 5 万円、全国自治体病院経営都市議会協議会 1.8 万円。

これらを市が負担していることから、議長会の活動を市政の発展のためにさらに活用する努力が求められる。

① 兵庫県市議会議長会・阪神市議会議長会

【国・県要望】（参考資料 3）

県に対する要望活動、国に対する要望活動の取り扱いについては、議長会に出席している正副議長に一定の判断と取扱いを委ねられることになるが、議会運営委員会への報告はもちろんのこと、各議長会会長市より要望事項の照会がかかる前に、議会運営委員会において事前に意見を聴取するなど、市議会が国や県に対して政策を提言する機会として、要望活動をより有効に活用する仕組みを構築する必要性を強く感じた。そこで、今年度は、事後とはなったが、要望事項を提出した旨を議会運営委員会において報告するとともに、議長会の要望活動の流れを説明した。その際に、議会でのコンセンサスを得る機会を設けるべき旨の意見があったところである。

本市から阪神市議会議長会において提案した「県立学校の施設管理及び環境改善の取り組みの強化について(参考資料 4)」及び「待機児童の解消にかかる取り組みについて(参考資料 5)」の 2 件の要望案が県市議会議長会総会（4 月開催）で可決され、8 月に県への要望活動が行われる予定であることは、議会運営委員会において、報告した通りである。慣例では、提案市の議長が要望活動に同席し、知事に対して説明することとなっている。ご苦労をおかけすることとなるが、趣旨をご理解いただきたい。

なお、県要望事項の県予算への反映状況については、毎年 2 月下旬ごろに回答が会長市に対して伝達されるため、一層有効な要望活動とすべく議長会全体で共有するよう求めるとともに、本市議会から提出している要望事項については、本市議会においても共有していただきたい。

【財政に関する課題】

兵庫県市議会議長会は、財政状況に余裕がなくなっており、昨年度は、会長市として経費削減に取り組み、予算項目の見直しも行った。また、国に対する要望については、相当の経費を要するものであり、形骸化を避け、前年と同じ回答が予想さ

れるような要望事項が繰り返されることのないよう、各ブロックにおいて、精査していただくよう求めている。

【総会並びに定例会】

今夏の阪南市議会議長会定例会並びに兵庫県市議会議長会総会の開催当番市は、西宮市となっている。そして、阪南市議会議長会定例会（平成30年7月17日）の会場は関西学院会館を、兵庫県市議会議長会の総会（同7月27日）の会場は武庫川女子大学甲子園会館を予定している。

いずれも、本市の文教住宅都市のイメージに沿った施設として、各大学のご協力のもと、会場に設定し準備を進めている。産業文化局とも連携し、各種パンフレットの配布等、西宮市のPRに努めるよう議会事務局に指示をしている。

＜平成30年度スケジュール＞

（兵庫県市議会議長会）

- 4月26日（木） 第256回総会（西脇市）
- 7月27日（金） 第257回総会（西宮市）
- 8月 対県実行運動（神戸市）
- 10月 正副議長研修会
- 2月 第258回総会（神戸市）

（阪南市議会議長会）

- 4月24日（火） 定例会（尼崎市）
- 7月17日（火） 定例会（西宮市）
- 7月30日（月）～31日（火） 正副議長研修会（札幌市）
- 8月 知事との懇談会（調整中）
- 2月 定例会（芦屋市）
- 3月 4月定例会に向けて要望事項の提出

【統一地方選挙に関する課題】

阪南市議会議長会定例会（4月開催）において芦屋市議会議長から、国・県への要望事項の一つとして、「統一地方選挙における選挙期日の統一について（参考資料6）」の説明があった。前半と後半に分かれている県議会議員選挙と市議会議員選挙の投票日を統一する旨の提案である。整理すべき課題が多々あると考えられることから、関係市である神戸市、芦屋市、伊丹市、宝塚市、及び本市の5市の間での課題の整理等議論を詰めるべきという意見があり、今後、関係市間での課題の整理を含めて、阪南市議会議長会において協議が継続されることになっている。

【知事との懇談会】

毎年、知事との懇談会が開催されているが、意見交換の時間が限られており、出席市の議長による発言の機会が十分に確保できていないことから、川西市議会議長より工夫してはどうかと提案されている。そのため現在、食事を簡素化し、意見交換の時間を確保することが検討されている。

② 全国市議会議長会・近畿市議会議長会

【国への要望】

本市から阪神市議会議長会において提案した「関西の地方創生と活性化について」の要望については、兵庫県市議会議長会総会、近畿市議会議長会定期総会を経て、全国市議会議長会定期総会（5月開催）において可決された。今後、全国市議会議長会の委員会へ付託され、国等への要望活動が行われる予定である。

【地方議会議員の厚生年金加入を求める意見書提出に関する依頼】

全国市議会議長会の理事会、評議員会、総会などの会議において、毎回、会長から意見書提出の協力依頼があった。意見書の主張内容は、地方議員に対する処遇の改善によるなり手不足の解消となっている。本市議会としては、全国市議会議長会が、地方政治の維持・発展のために、国に対して重点的に制度改革を要望することについては理解するところではある。しかし、本市議会では、なり手不足は問題にはなっておらず、本市議会として国に対して意見書を提出するには全国市議会議長会の主張と趣旨が変わることになると判断したため、今年度も議会運営委員会に意見書提出を提案せず、現状の報告にとどめた。

③ 中核市議会議長会

毎年度、第1回総会において行われる議会報コンクールにおける専門家の講評のうち、本市に対する評価については、文書が配布されることから、これまでも広報広聴特別委員会において共有されてきた。しかし、その他、当日に口頭でなされる全体に向けた講評やアドバイスについても、共有されるよう努めていただきたい。

(キ) その他

① 引継式及び引継書の公開

前々回ならびに昨年は、正副議長が交代してから1ヶ月以上が経過して引継式が行われてきた。形骸化が懸念されたため、議長交代後速やかに実施できるよう準備を進めた。議会事務局に委ねることなく、議長が構成案及び文案を作成し、副議長とも相談をしながら、議会事務局と共に作成にあたった。議会運営については、一定の継続性が重要でもあることから、今後とも、代々、速やかに引継ぎが行われるよう努めていただきたい。

② 議長公用車の運用

現在、議長公用車を使用した送迎業務は1名が担当しており、当該職員の休暇取得促進や超過勤務の抑制を考慮し、タクシーによる移動も取り入れている。また、将来的には運転委託やハイヤーの借り上げなどを検討する必要があることから、議長公用車の運用については、使用できる時間帯や地域（エリア）の設定など、運用のあり方について整理すべき課題があると、前議長より引き継ぎを受けた。

今年度は、ハイヤーを借り上げた際の課題の検証を意識し、議長公用車の利用を最小限にとどめるようにした。まずは、自宅から市役所までの通勤利用を控え、市役所から市内の公務会場への移動については、原則、議長公用車を利用して自家用

車による移動は控えた。市外への公務会場への移動については、随行職員を要する場合は、原則議長公用車を利用し、議長が一人で移動する場合は、公共交通機関を利用した。なお、送迎業務担当職員の休暇等により議長公用車が使えないことから、その際には、市内移動はタクシーを利用し、市外への移動は公共交通機関を、駅から用務地へはタクシーを利用する運用に変更している。

なお、議長公用車の代替として用いられたタクシーによる移動については、運用基準が整理されていないことから、議長公用車と同様、利用状況を公表することも視野に入れて検証し、運用基準を整理する必要がある。

今回の取り組みによって、運転担当職員が議会事務局総務課の係長業務を一層担当する時間が生まれたことから、組織体制を強化しているところでもあり、新正副議長におかれても、協力をお願いしたい。

議長公用車を使用する時間帯やエリアの設定など整理した課題は以下のとおりであり、今後、項目の追加を含めて、運用に関する要綱の策定について検討していただきたい。

■議長公用車の運用について

①正副議長も議長公務以外の使用の禁止

当然のことながら、議長公用車は、議長公務のための移動に限定して使用するものとする。なお、議長公務とは、議会を代表して行う公務である。

②自宅から市議会への通勤には議長公用車の使用を控える

公私の線引きが難しい場合も想定されることから、原則、自宅と市議会間の移動については、議長就任前の通常の通勤手段を用いることが望ましい。ただし、本会議開催日には地下駐車場の台数不足が課題となっていることから、通勤にも議長公用車を使用することで地下駐車場の議員スペースを1台でも多く確保する。

③早朝・夜間の利用を控える

夜間に及ぶ会合に出席した場合、職員の超過勤務抑制の観点から、会場で待たせることのないよう、市内会場から自宅までの帰路に限り、タクシーを利用する。ただし、市内会場から自宅近くの駅まで電車を使用した場合は、電車代を事後に精算する。会場が市外である場合は、鉄道等公共交通機関を利用する。

④休日の利用は極力控え、合理的な判断をする

休日の公務については、議長公用車の利用を自宅と公務会場の移動に限定し、公務の前後の用務や公務会場の駐車場所等を考慮して判断する。ただし、公務会場から政治活動や政務活動を含む私用会場への移動については、議長公用車の使用もやむを得ない場合もあるが、私用会場から私用会場への移動については、原則使用しない。

⑤正副議長の使用を優先する

正副議長のいずれも議長公用車を使用していない際には、議会事務局が行う議長公務の準備等議会用務での使用を可能とする。

⑥公務関係者以外の者の同乗の禁止

議員以外の者は当然のこととして、議員も含めて、正副議長による公務の移動の際に、事務局の随行以外の者が議長公用車に同乗することは、原則不可とする。

⑦議長公用車が使用できない際には、タクシーを利用する

議長公務会場への移動に議長公用車が使用できない際には、自家用車の利用を控えてタクシーを利用する。ただし、鉄道やバスの利用が合理的と判断される場合は、それを可能とする。（原則、公務災害を考慮した市の旅費規程に準じ、自家用車は使用しない。）

③ 議会内での会議への出席

昨年度は、検討会議が設置されたため、議長が検討会議に、副議長が広報広聴特別委員会にそれぞれオブザーバーとして出席し、必要に応じて、情報共有を図った。

2. 議会運営委員会で継続されている主な課題について

(ア) 議選監査委員のあり方

地方自治体の監査機能の強化の観点から地方自治法が改正され、平成30年4月より、条例で議員のうちから監査委員を選任しないことができるようになった。そこで、議選監査委員のあり方を丁寧に議論する必要があると判断し、法改正に合わせた平成30年6月の役職選挙から適用するのではなく、新議会となる平成31年6月の役職選挙に間に合うよう結論を出したいという方針を提案した。そして、議選監査委員を2名のまま、1名に減員、及び選出しない、という3案について協議してもらうよう提案した。

そして、議会運営委員会での協議の過程で、市全体の監査機能の強化の観点からの議論が必要であること、市のOBが代表監査委員に選任されているという現状についても検討するべきであるとの意見が出た。そこで、平成30年3月に行われた監査委員選任の人事案件の審査にあたって、議会運営委員会において確認された内容を含めて、去る6月1日に、新市長にこれまでの議論の経緯を説明した。そして、今後、議会運営委員会に市当局も出席した上で、市全体の監査機能の強化について協議を進めていくことを提案し、市長の同意を得たことを議会運営委員会に報告している。今後、議会運営委員会において、早い時期に協議を再開していただきたい。

(イ) 第5次西宮市総合計画の議論の体制

今後10年間の市政運営の基本方針となる西宮市総合計画について、特別委員会の設置も視野に入れ、市議会で議論する体制について協議した。その結果、①特別委員会は設置しないこと、②議決のスケジュールを平成31年3月まで延長すること、③議決対象となる基本計画については簡略化し、これまでの基本計画に掲載されていた詳細な施策をアクションプランに掲載することで意見の一致を見た。今後、新たな常任委員会での取り扱いについて、正副委員長に対して丁寧に説明する必要がある。

(ウ) 決議案第4号

第11回12月定例会において、決議案第4号「坂上明議員とNPO法人との間での金品授受等をめぐる報道に関して、西宮市議会として真相解明に努力する決議」が提案され、全会一致で議決された。

平成 29 年 12 月 20 日の議会運営委員会において、同決議における今後の取扱いについて議長から課題を提起し、同委員会に坂上議員の出席を求めることが確認された。これにより、委員長名で平成 30 年 1 月 17 日付文書で出席依頼が行われたところ、坂上議員から 2 月 6 日付文書により、当該法人及び報道関係者を提訴するべく準備中であり、本件に関する内容、自身の考えの開示は控えたい旨回答があった。

また、その後の進捗状況について報告を求める意見が出されたため、平成 30 年 5 月 14 日の議会運営委員会に坂上議員が出席し、状況の説明があったところである。

(エ) 議会運営委員会資料のペーパーレス化

議会運営委員会の資料が増加傾向にあることから、課題を提起した上で、取り急ぎ実施できることとして、議会運営委員会正副委員長と相談し、前回に提出した資料等は、タブレットの同期機能を活用して積極的にペーパーレス化することを試みている。一方で、議会運営委員会での議論については、議会全体で共有することが重要であるため、会派での会議に使用することへの配慮、出席していない無所属議員に配慮した資料作り（議会運営委員会でタブレットの同期により配布しなかった資料については、紙で配布する協議事項内に「〇月〇〇日議会運営委員会資料参照」と記載するなど）を心掛けなければならない。

(オ) 阪神水道企業団議会議員の引継ぎ及び議会での情報共有のあり方

平成 30 年 4 月から、阪神水道企業団に宝塚市が参入したことに伴って、現在、阪神水道企業団議会運営委員会の定数が課題となっており、委員間で意見が割れていると、西宮市選出の委員であった花岡議員より報告・相談があった。今後、定数問題が引き続きの協議となっている。

また、今後の阪神水道企業団の施設更新を含めた財政計画をはじめ、新たな市の参入や各市の契約水量の見直しなど、阪神水道企業団の動向は市政への影響も大きくなることから、本市選出の阪神水道企業団議会議員による本市議会へ報告する仕組みの構築について、今後、検討していただきたい。

(カ) 市議会議長表彰の実施

市民団体等が主催している様々な式典・大会において、市長や主催団体は様々な分野で活躍している個人や団体に対して表彰状や感謝状を授与している。しかし、二元代表制の一翼を担うとされる議会としては、後援している作品展や美術展において、「議長賞」を贈るにとどまっている。そこで、平成 30 年 8 月 6 日に民生委員・児童委員会 70 周年記念式典が開催され、議長も招待を受ける予定であることから、6 月 8 日の議会運営委員会において、議長が式典に出席する際に、感謝状を贈呈することを提案している。日程が迫っていることから、速やかに協議を進めていただきたい。

そして今後、船橋市議会優良団体等表彰要綱などを参考に、市議会としての市民団体表彰要綱の策定を視野に入れて、市民団体等の周年式典に出席する機会を活用するなど、積極的に市民団体等への感謝状を贈呈する機会を創出していただきたい。

(キ) その他

各会派から提出された協議すべき事項として 27 項目を前議長より引き継ぎ、議会運営委員会及び検討会議において協議、検討された。結果については、「参考資料 1」を参照されたい。なお、以下の項目については、検討会議を延長して検討すべきとの座長からの報告を議会運営協議会で報告した。

【今後の課題】

- ・西宮市議会 B C P（業務継続計画）のブラッシュアップ
- ・西宮市議会議員政治倫理条例の検討

3. 事務の効率化（業務棚卸の実施）について

西宮市議会基本条例で規定される議員の質の向上、議会の機能向上のためには、それをサポートしてくれる議会事務局の機能強化は必須である。近年、常任委員会や特別委員会の数や会議の開催回数が増加し、明らかに業務量が増加している。一層の機能強化が求められる中、現在の超過勤務の時間数や職員定数の増加も再度検討する必要があることを鑑み、議会事務局の業務の棚卸を行った。そして、非効率な部分や業務の意義に疑問があるものなど現場からの意見を収集し、正副議長の判断もとで効率化や業務の整理を実施した。そして、議会事務局の事務の継続性の観点から、時の正副議長の判断のみで方針が変わらないよう、議会運営に関することは、議会運営委員会に諮って改善を決定した。今後、これらをさらに改善をする場合には、議会運営委員会に提案し、了承を得る必要がある。

また、今回実施した業務の整理に関して必ず効果を検証し、必要に応じて不断の業務改善を行うとともに、時機を得て報告するよう議会事務局に指示している。

【継続して検討する主な事項】

○議会だよりの原稿や各委員会等での宿題の締め切りの厳守

提出期限が守られないと、委員会の進行や議会だよりの発行事務に支障をきたす可能性がある。議長勧告の対象とすることについても検討すべきと考え、現状把握を始めた。状況によっては、議長勧告の対象とすることについても検討する必要がある。

【主に議会事務局総務課に係る事項】

4. 政務活動費について

平成 29 年度交付分の精算については、全議員より期限内に必要な書類の提出をいただいた。議長としては、特に問題のある事案はなかったものと判断している。

公開開始日について、昨年度（平成 28 年度分）は 8 月中旬になったが、市民より「できる限り早く公開すべき」との意見もあることから、業務棚卸において、業務を整理（黒塗り作業の効率化、領収書貼付用紙及び添付資料の枚数抑制など）し、議会運営委員会において、事務の簡略化が了承されたことから、今年度（平成 29 年度分）は公開開始日の前倒しに努め、7 月下旬を目標にしている。

今年度は、議会事務局において、市議会議員選挙後の新議会に向けて、新人議員でも分かりやすい政務活動費運用に関する手引きへと見直しすることとなっている。

5. 議会関係予算について

(ア) 資料購入

現在は、新聞が議会費で購入されて議会図書室用に置かれているが、正副議長用に別途購入されていたため、正副議長であっても必要であれば政務活動費を利用して購入できることから、正副議長用のものは全て購入を取りやめた。

(イ) 速記の見直し

本会議録の作成について、速記士配置（本会議録の作成業務委託により派遣）による方法から、近年主流となっている音声データの送付による方法に見直すことが大川原元議長により課題として取り上げられたが、現状特段の問題点が見当たらないとの理由で、八木元議長から本件見直しは慎重に進めるべきことを事務局に再度指示した旨の引継ぎを岩下元議長から引き継ぎを受けた。

6. 議会棟の有効活用等について

① 議会棟内の各種部屋の配置について

近年開催されている連合審査会の折には、適した広さの委員会室がないなどの課題が生じており、図書室、各委員会室、会議室や2階の議員談話室・議員待遇者室など、議会棟内の各種部屋の配置について検討する必要がある旨、前議長より引継ぎを受けたが、課題が多く、具体的な検討ができる状況には至っていない。

② 歴代議長の写真展示

歴代議長の写真を全員協議会室に展示しているが、展示スペースが残り少なくなってきたおり、かつ、全員協議会室内には第1会議室も設置されており、展示されている写真が見えづらくなっていることから、展示場所について検討する必要性が生じている。今後、他市の状況も踏まえた上で、持続性のある新たな展示方法について検討する必要がある。

③ 会議場の積極利用について

議会運営委員会での協議の結果を受け、市民に市政への関心を高めてもらうことを目的とした「西宮市議会本会議場の使用に関する要綱」を策定し、運用を始めた。今後、積極的な広報が望まれる。

④ 子育て世代による傍聴希望者への配慮

乳幼児を連れた委員会傍聴希望者のために、保育者(傍聴者が確保)と乳幼児が待機できる場所の提供の申し出が議員からあった。その申し出を受け、談話室の利用を検討したが、大人の目が行き届かない箇所が存在し、かつ、テーブル等備品が多数配置されており、幼児がけがをする危険性が懸念されたことから、D・E応接室を使用していただいた。今後も、現状で可能な限り対応していただきたい。

【主に議会事務局議事調査課に係る事項】

7. 常任委員会について

【委員会と市民団体や事業者等との情報・意見交換の場の開催】

以下のとおり、常任委員会正副委員長主導のもとで、懇談会形式での意見交換の場が設けられた。正副委員長ヒアリングの場でも、実際に懇談会を開催した委員長から、お

互いにとって意義深いものとなったことから、こうした情報交換の場の機会を積極的に設けてはどうかという意見も出された。また、意見交換にご協力いただいた先方からも、貴重な機会であったとのご意見も頂いている。今後も、施策研究テーマに関連した調査を実施する中で、民間企業や公益的団体、地域団体等との意見交換をする機会を積極的に設けるべきである。現状では、正副委員長の引継ぎはなく、時の正副委員長によって開催されたりされなかったりすることが予想されるから、正副委員長ヒアリングの場で紹介するなど、代々、正副議長から開催が促されることを期待したい。

また、市議会が行う市政報告会や意見交換会、公聴会を代替する機会として、地域団体等との意見交換を実施する市議会が増えている。今後、本市議会においても、西宮市議会基本条例第17条に意見募集に努めると規定していることから、正副委員長ガイドラインに加えることも視野に入れ、同じ団体との定期的な情報交換会も含めて、事例を増やしていただきたい。

○バス事業者との情報交換会 【建設常任委員会】

日時：平成29年12月13日（水）開会：午後2時00分 閉会：午後3時40分
出席者：建設常任委員6名、当局3名、バス事業者2社5名
テーマ：バス路線の拡充・増設・新設について
高齢者パス等の交通費負担軽減を図るための助成について

○民生委員・児童委員との懇談会 【教育こども常任委員会】

日時：平成30年3月29日（木）開会：午前11時00分 閉会：午後0時01分
出席者：教育こども常任委員8名、当局2名、民生委員・児童委員会3名
テーマ：在家庭で子育てされている方の現状について

○保健師との懇談会 【教育こども常任委員会】

日時：平成30年3月29日（木）開会：午後0時59分 閉会：午後1時55分
出席者：教育こども常任委員8名、当局6名（保健師含む）
テーマ：在家庭で子育てされている方の現状について

8. 広報広聴について

(ア) 定例記者会見

平成30年3月議定例会以降「西宮市議会定例記者会見」として本格実施することとなり、平成30年5月14日の広報広聴特別委員会において、実施要領が承認された。この実施要領では、特に資料作成に関して、議長、常任委員会正副委員長及び議会事務局の分担を規定し、極力簡素化することとしている。今後も、議会事務局に過度の負担をかけることなく、正副議長主導によって、議会としての広報を心掛けた簡素な記者会見をしなければならない。なお、各常任委員会の報告に関しては、フォーマットを作成した上で、記述は正副委員長に委ね、議長が記者会見において適切に説明ができるようヒアリングを行った。このヒアリングの機会は、委員会運営に関する情報交換を図る機会にもつながっている。

(イ) 高校生に対する対応

○県立西宮今津高校によるバーチャル市議会体験（平成 29 年 10 月 19 日）

4 名の議員（正副議長、広報広聴特別委員会委員長、有志議員）が高校生の質問に答える形式で実施した。事前に質問項目を提出していただき、回答についても事前に参加議員で打ち合わせ、各議員が準備して臨んだ。近年、選挙権年齢の引き下げに伴う主権者教育の観点から、地元の高校による高校生議会を開催する市議会が増加している。本市議会においては、現在は、先方からの要請に応じる形で受け身となっていることから、今後も、西宮今津高校の受け入れを継続し、内容の充実を図るとともに、他の市内高等学校への事例紹介についても検討していただきたい。なお、現在、市内大学からも問い合わせを頂いていることから、実現に向けて積極的に受け入れるよう議会事務局に指示している。

○市立西宮高校による市議会訪問（平成 29 年 7 月 21 日）

市立西宮高校から市議会訪問を受けており、今年度は、例年実施している広報広聴特別委員長による市議会の役割に関する説明と共に、議場において、市長に対して質問し、市長が回答するという企画が提案されている。回答の内容については慎重を期さなければならないが、市議会としても積極的に協力するよう議会事務局に指示している。

9. 常任委員会正副委員長との懇談会

(ア) 正副委員長運営ガイドラインの改正

平成 29 年 6 月に開催した正副委員長説明会で出された意見も踏まえ、ガイドラインの見直しに取り組んだ。議会運営委員会での協議によって確認された内容やその他正副議長提案による改正事項を盛り込んだガイドラインの改正案が議会運営委員会で確認された。なお、議会運営委員会での最終確認を行う前の平成 30 年 4 月 23 日には、正副委員長懇談会を開催し、意見を聴取した。その際には、ガイドラインの周知不足、質問内容（西宮市議会基本条例に規定された「入念な準備」の未実施の疑い）、過剰な取材への対応、採決時に席を外した議員の本会議での対応、視察に関する課題、請願審査に関する課題、市長挨拶時の議案説明の中断、正副委員長の負担の増大、施策研究テーマの必要性などについて意見が出た。今後、議論が必要な事項も含まれていることから、検討する機会を設ける必要がある。

なお、今回のガイドラインの改正を踏まえ、正副委員長説明会の際には、丁寧に説明し、周知徹底を図っていただきたい。

(イ) その他

正副委員長懇談会の開催については、効率性を勘案して最小限にとどめ、定例会中の正副委員長ヒアリングの機会を活用し、意見を聴取した。今後も、正副委員長懇談会の開催を目的化することなく、継続して有効活用してもらいたい。

<ヒアリングで提出された主な課題>

※正副議長の判断において議会事務局に対応を指示したものを掲載する。

①所管事務懇談会の記録は不要ではないかとの指摘があった。しかし、議長が議会基本条例施行規程に基づいて、委員会の検証を行うことになっていることから、議長

に対する開催状況の報告は必要であるため、記録は残さなければならない。そこで、事務の簡素化の観点から、正副委員長への配布を取りやめた。

②傍聴者や記者が本来の傍聴者入室扉と違った入口から入ってしまうケースがあったため、1号委員会室の傍聴者の入室扉を明示すべきであるとの指摘があったため、対応した。

③視察日程を決める際の除外日（行事等）を再検討するべきとの指摘があったことから、今年度からは、市が実施する総合防災訓練の日を考慮するよう議会事務局に指示している。

10. 西宮市議会基本条例の検証について

西宮市議会基本条例の見直しの規定に基づいて、平成31年執行予定の西宮市議会議員選挙による改選までに、条例を制定した効果等について検証を実施しなくてはならない。この検証については、会議体を含めて検証する体制や方法について、検討する必要がある。

11. 選挙期日と議員任期ずれの解消について

阪神・淡路大震災直後の特例により選挙期日と議員任期に約2ヶ月のずれが生じていた問題を解消するために、兵庫県議会議長、関係市議会議長による要望活動の結果、「平成29年5月に平成31年6月1日から同月10日までの間に任期が満了することとなる地方公共団体の議会の議員及び長の任期満了による選挙により選出される議会の議員及び長の任期の特例に関する法律」が成立し、公布された。

これを受けて、本市議会では平成29年6月16日の本会議において、議員提出議案第7号「西宮市議会の議員の任期の特例に関する件」として、平成31年執行予定の市議会議員選挙で当選した議員の任期満了日を平成35年6月10日から同年4月30日に短縮することを全会一致で議決した。

これにより、次々回の改選時に、本件問題が解消される予定であり、有権者並びに候補者への周知・広報を、選挙管理委員会が行っていくこととなっている。